

宮城県公報

宮 城 県
行 政 部
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

告 示

○生活保護法による介護機関の指定
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出

○病院の開設等に関する指導要綱の一部を改正する告示

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

○県営土地改良事業の工事の完了

○保安林の指定施業要件の変更

○道路の区域変更

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

○土砂災害警戒区域の指定

○土地区画整理組合の解散の認可

○土地区画整理事業の換地処分の届出

○土地区画整理事業の減価補償金の交付

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

監 査 委 員

○定期監査の結果の公表

収 用 委 員 会

○相川沢川十三浜二号事件審理の開催

ページ

規 則

企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四号

企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例施行規則（平成二十年宮城県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「行う主たる事業が電気供給業」の下に「電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号において同じ。」を加え、同条第三項中「第九項及び第十項」を「第十一項及び第十二項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例施行規則第三条第一項第一号の規定は、平成二十九年三月三十一日以後に新增設される設備について適用し、同日前に新增設された設備については、なお従前の例による。

告 示

○宮城県告示第七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成三十年二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 居宅療養管理指導

事業所の名称 みやぎ県南医療生活協同組合 した協同クリニック	事業所の所在地 柴田郡柴田町船岡新栄四丁目四一	申請者の名称 みやぎ県南医療生活協同組 合	申請者の所在地 柴田郡柴田町船岡新栄四丁目四一	指定年月日 平成二十九年十二月一日
--------------------------------------	----------------------------	-----------------------------	----------------------------	----------------------

○宮城県告示第百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成三十年二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新	旧	新	旧	事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
				星陵ケアセンター	大崎市古川南町三丁目一番十号	有限会社星陵介護サービス	大崎市古川南町三丁目一番十号	平成二十九年十一月一日
				ピース福祉機器サービス	石巻市鹿又字新高田九十七番地一 石巻市吉野町三丁目六番八号	株式会社ピース	石巻市吉野町三丁目六番八号	平成二十九年十二月一日

○宮城県告示第百七十二号

病院の開設等に関する指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

病院の開設等に関する指導要綱の一部を改正する告示

病院の開設等に関する指導要綱（平成五年宮城県告示第九百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「診療所に」の下に「療養病床若しくは」を加え、「第四号」を「第三号」に改める。

第四条第三項中「第一項」を「前二項」に改める。

附則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○宮城県告示第百七十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成三十年二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
〇四五〇八〇〇〇五七七	放課後等デイサービス ピノキオ 角田市角田字南九十三番地一	放課後等デイサービス	一般社団法人 みなみの風	平成三十年二月一日

○宮城県告示第百七十四号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十九号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

平成三十年二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事を完了年月日
猿飛来	農村地域防災減災事業（農村防災施設整備事業）	平成二十九年五月二十三日

○宮城県告示第百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
黒川郡大和町宮床字高山一の九五から一の九七まで、一の九九、一の二〇〇、一の二一七、一の二一九、一の二二〇、一八の一、一八の五、一八の六、一八の八、一八の一三七から一八の一四三まで、一八の一四五から一八の一四八まで、一八の一五〇、一八の一五一、二八の八、二八の九、二八の一から二八の二三まで、二八の六七から二八の七一まで、三一の二、三一の四から三一の一五まで
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養かんよう
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大和町役場

に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

平成三十年二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 女川牡鹿線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の延長（メートル）	備考
	前A	後B		
牡鹿郡女川町大石原浜字向四五番一地从前 同郡同町飯子浜字夏浜七番五地先まで	八・〇〇 三六・〇〇	一一・〇〇 三三・五〇	二、六二八・〇〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第百七十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成三十年二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
威徳寺沢	土石流	白石市大平森合字中原、北山田、上観前畑、上原町、下観音前、原町、白川御所之内、上御所之内（次の図）	次の図のとおり	宮城県土木部防災課及び宮城県大河原土木事務所
山岸沢1	土石流	白石市小下倉字山岸、以保石、天王、岩下（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災課及び宮城県大河原土木事務所

沼ノ平山沢	大森沢	中西沢1	伊具田	駒板脇の2	地官	関口	駒板脇	沢尻前	新館町	弥治郎沢3	弥治郎沢2	弥治郎沢1	河原沢	堀ノ内沢	大熊沢4	水上沢	神成沢	追の倉沢2
土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
柴田郡川崎町大字前川字沼ノ平山、字手代塚山(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字前川字大森(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字前川字中西(次の図のとおり)	白石市斎川字伊具田(次の図のとおり)	白石市斎川字駒板脇、中島、鹿ノ子沖(次の図のとおり)	白石市斎川字休ノ宮(次の図のとおり)	白石市斎川字関口(次の図のとおり)	白石市斎川字駒板脇、鬼別当(次の図のとおり)	白石市小原字沢尻前(次の図のとおり)	白石市新館町、南町二丁目(次の図のとおり)	白石市福岡八宮字弥治郎南(次の図のとおり)	白石市福岡八宮字弥治郎南(次の図のとおり)	白石市福岡八宮字弥治郎南、福岡蔵本字横向(次の図のとおり)	白石市福岡長袋字小森山、小森、田上、湯殿山、鍛冶屋敷北、河原沢(次の図のとおり)	白石市小原字堀ノ内、東(次の図のとおり)	白石市小原字大熊、矢越、南、古原(次の図のとおり)	白石市小原字上町(次の図のとおり)	白石市小原字沢尻前、滝原、明神前(次の図のとおり)	白石市小原字上屋敷、追倉、七ツ沢(次の図のとおり)

仲屋敷沢2	仲屋敷沢	定谷沢2	定谷沢1	猿田沢3	猿田沢2	豊向沢	一ツ橋沢	仁田子	宮脇上	重九	坂下	大城前	川窪	腹帯	下田沢	重九沢	古関沢2	青根沢3
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流						
刈田郡蔵王町宮字原入、字戸井下、字原前、字新原前、字二渡入(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町宮字原入、字戸井下、字原前、字新原前、字二渡入(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町宮字定谷口、字大日向山、字手倉森山(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町宮字定谷口、字大日向山、字手倉森山(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町宮字猿田、字大日向山(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町宮字豊向(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町大字小村崎字上葉の木沢(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字支倉字仁田子(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字支倉字宮脇上(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字本砂金字重九(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字本砂金字坂下(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字本砂金字道畑(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字支倉字大倉山(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字本砂金字下田(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字本砂金字重九(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字今宿字小銀沢山、字川岸山、字上ノ台(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字前川字沼ノ平山(次の図のとおり)		

袖ヶ沢	天王	南山	大森山	祝田	若宮沢3	若宮沢2	袖ヶ沢沢	ヲフロ沢	小入沢	前山沢2	前山沢	北鹿島沢	中沢の沢	山崎沢1-2	山崎沢1-1	別当の4	亀岡の3	向山	松原入沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流
巨理郡巨理町逢隈神宮寺字袖ヶ沢(次の図のとおり)	巨理郡巨理町逢隈上郡字天王(次の図のとおり)	巨理郡巨理町逢隈小山字南山(次の図のとおり)	巨理郡巨理町逢隈下郡字八ッ入(次の図のとおり)	巨理郡巨理町字愛宕前(次の図のとおり)	巨理郡巨理町逢隈上郡字堤ノ内(次の図のとおり)	巨理郡巨理町逢隈上郡字堤ノ内(次の図のとおり)	巨理郡巨理町逢隈神宮寺字袖ヶ沢(次の図のとおり)	巨理郡巨理町逢隈神宮寺字ヲフロ(次の図のとおり)	巨理郡巨理町逢隈神宮寺字前山(次の図のとおり)	巨理郡巨理町逢隈神宮寺字前山(次の図のとおり)	巨理郡巨理町逢隈鹿島字北鹿島(次の図のとおり)	東松島市大塩中沢下(次の図のとおり)	東松島市大塩中沢下(次の図のとおり)	東松島市大塩中沢下(次の図のとおり)	東松島市牛網字別当(次の図のとおり)	東松島市野蒜字亀岡(次の図のとおり)	東松島市野蒜字亀岡(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町宮字松原入(次の図のとおり)	刈田郡蔵王町宮字松原入、字松原山、字松原前(次の図のとおり)
													次の図のとおり						
													宮城県土木部防務所		宮城県土木部防務所				

前山	西山	鍋倉	前山
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
巨理郡巨理町逢隈神宮寺前山(次の図のとおり)	巨理郡巨理町逢隈小山字西山(次の図のとおり)	巨理郡巨理町逢隈神宮寺字鍋倉(次の図のとおり)	巨理郡巨理町逢隈神宮寺字前山(次の図のとおり)

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第百七十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成三十年二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

南沢	右藤沢	不動沢	滝の沢	休ノ宮沢	吉沢	区域の名称	区域の所在地	縦覧場所
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	白石市斎川字西浦、前原屋敷、地官、新町尻、町尻北、町屋敷(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
							白石市斎川字休ノ宮、鳥居坂北、鳥居坂南、地藏院前、新町尻、大寄(次の図のとおり)	
							白石市斎川字保科、上ノ松、前原屋敷、宮内敷、安如、別当、梶川、大師、須ノ小路、梶川前、地藏院前、地藏院前(次の図のとおり)	
							白石市斎川字関口、用明、中斎川西、上ノ田、深沢、大蔵内、下久保、上久保向、南田、楚利田、塞ノ上、八幡前、道満(次の図のとおり)	
							白石市大平中目字桂坂、中屋敷前、拾枚田、錢坂、館前、南田、道下前、古屋敷(次の図のとおり)	
							白石市大平中目字樫坂、毘沙門堂前、立道、拾枚田、中畑前、下中畑前、館前、唐沢前、北城前、北堂原、北城山(次の図のとおり)	

青根沢1	越河平	弥治郎	原	明戸	新町	小屋の沢	塩倉	苗振	下戸沢	城南一丁目	鎌先	長袋の2	長袋の1	ゼンマイ沢	西唐木沢	大沢	追の倉沢1	
土石流	地すべり	地すべり	地すべり	地すべり	地すべり	地すべり	地すべり	地すべり	地すべり	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	
沼ノ平山、字名号下山(次の図のお	柴田郡川崎町大字前川字手塚山、字沼ノ平山、字名号下山(次の図のお	白石市越河平字久保、山道浦、山道下、中谷地(次の図のお)	白石市福岡蔵本字上田切、神楽石一番、田切、中原、上川原、箕輪田二番(次の図のお)	白石市福岡蔵本字上田切、神楽石一番、田切、中原、上川原、箕輪田二番(次の図のお)	白石市福岡蔵本字上田切、神楽石一番、田切、中原、上川原、箕輪田二番(次の図のお)	白石市小原字塩倉、小屋沢、伊勢原道上、佐藤沢、竹花、原(次の図のお)	白石市小原字塩倉、広畑、塩ノ倉前、滝原、西唐木沢山、明神前、東、小屋沢、佐藤沢、伊勢原道上(次の図のお)	白石市小原字苗振、苗振西、鹿込、平石、川久保、古原、下川久保(次の図のお)	白石市小原字西愛宕下、湯沢神前、湯沢湯元、町、八幡前(次の図のお)	白石市城南一丁目、城南二丁目(次の図のお)	白石市城南一丁目、城南二丁目(次の図のお)	白石市福岡蔵本字鎌先一番(次の図のお)	白石市福岡長袋字中ノ狐沢南、山ノ下、陣馬が丘(次の図のお)	白石市福岡長袋字中ノ狐沢南、山ノ下、陣馬が丘(次の図のお)	白石市小原字小日向、小日向南(次の図のお)	白石市小原字沢尻前、西唐木沢山、滝原、明神前(次の図のお)	白石市小原字小屋沢、塩倉、佐藤沢、大屋沢、伊勢原道上(次の図のお)	白石市小原字上屋敷、追倉、七ツ沢(次の図のお)

天王沢	本町	東山沢	入の沢	川窪	館山	北沢	本砂金沢2	山崎沢1	寺沢	小銀沢	名乗沢	
土石流	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	地すべり	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
巨理郡巨理町逢隈上郡字天王(次の図のお)	刈田郡蔵王町遠刈田温泉本町、遠刈田温泉字遠刈田、遠刈田温泉字小妻坂山(次の図のお)	刈田郡蔵王町大字矢附字向山、字東山(次の図のお)	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字遠刈田北山、遠刈田温泉本町、遠刈田温泉仲町、遠刈田温泉字遠刈田西裏、遠刈田温泉寿町、遠刈田温泉旭町(次の図のお)	柴田郡川崎町大字支倉字中原裏山(次の図のお)	柴田郡川崎町大字前川字館山、中道北(次の図のお)	柴田郡川崎町大字本砂金字宿、大字本砂金字道畑、字野中(次の図のお)	柴田郡川崎町大字本砂金字道畑、字大城前、字野中(次の図のお)	柴田郡川崎町大字本砂金字山崎、字道畑、字大城前、字大田原、字野中(次の図のお)	柴田郡川崎町大字本砂金字山崎、字所夫、字大田原(次の図のお)	柴田郡川崎町大字今宿字小銀沢山、字焼橋沢山、字猪ノ沢(次の図のお)	柴田郡川崎町大字今宿字焼橋沢山、字道下(次の図のお)	り)
宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所												

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第百七十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四十五条第二項の規定により、土地区画整理組合の解散について、次のとおり認可した。

平成三十年二月二十七日

一 組合の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

富谷市高屋敷土地区画整理組合

二 事務所所在地

富谷市三ノ関狼沢七十三番地の一

三 解散事由

事業の完成

四 解散認可の年月日

平成三十年二月十六日

○宮城県告示第百八十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

平成三十年二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

仙塩広域都市計画事業宮内地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 施行者の名称

多賀城市

三 事務所の所在地

多賀城市中央二丁目一番一号

四 換地処分の年月日

平成三十年一月十五日

○宮城県告示第百八十一号

仙塩広域都市計画事業宮内地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行により、施行後の宅地の価額の総額が施行前の宅地の価額の総額より減少したので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百九条第一項及び土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第六十条第一項の規定により告示する。

平成三十年二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十年二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する工事

1 工事番号 平成二十九年県債道路受五六一〇〇一号

2 工事名 町道女川出島線出島架橋本体工事

3 施工場所 町道女川出島線 牡鹿郡女川町竹浦・出島地内

4 工 期 宮城県議会で議決された日の翌日から平成三十五年三月二十八日まで

5 予定価格 平成三十年三月十六日（金）の午後四時以降に県政情報センター（宮城県行政庁舎 地下一階）及び入札情報サービシステムにおいて公表する。

二 入札手続等

1 仕様書等の閲覧及び貸出

当該工事に係る仕様書等を閲覧に供するほか、希望者に貸し出す。

(一) 閲覧、貸出期間及び時間

平成三十年二月二十七日（火）から平成三十年三月二十日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前

九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

(二) 閲覧、貸出場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 県政情報センター（宮城県行政庁舎地下一階）及び入札情報サービシステム

2 入札書の提出期限及び方法

平成三十年三月二十日（火）午後五時とし、提出方法は入札説明書に記載のとおりとする。なお、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

3 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成三十年三月二十二日（木）午前九時

(二) 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 第一入札室（宮城県行政庁舎二階）

三 入札保証金

入札説明書に記載のとおりとする。ただし、保証（保険）期間は、書類の提出日から平成三十年七月十三日（金）までとする。

四 工事費内訳書の提出

入札説明書に記載のとおりとする。なお、単価採用年月は、平成二十九年十二月とする。

五 担当課及び担当班

入札説明書に記載のとおりとする。

六 その他

入札説明書に記載のとおりとする。

六 その他

入札説明書に記載のとおりとする。

- 1 この公告は、平成二十九年九月十九日付で入札公告した一般競争入札を執行するため、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により、追加公告するもの。
- 2 調査基準価格の算定については、平成二十九年十月一日改正の式により求めるものとする。
- 3 平成二十九年度内に仮契約の締結を行うこととする。

監査委員

○宮城県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成29年9月から12月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

平成30年2月27日

宮城県監査委員	齋藤正美
宮城県監査委員	すとう 哲
宮城県監査委員	石森 建二
宮城県監査委員	成田 由加里

1 監査実施機関及び監査実施日

監査実施機関

監査実施日

○総務部

地方機関

公務研修所

大河原県税事務所（選挙管理委員会大河原地方支局を含む。）

仙台南県税事務所（選挙管理委員会仙台南地方支局を含む。）

塩釜県税事務所（選挙管理委員会塩釜地方支局を含む。）

北部県税事務所（選挙管理委員会北部地方支局を含む。）

北部県税事務所栗原地域事務所

東部県税事務所（選挙管理委員会東部地方支局を含む。）

東部県税事務所登米地域事務所

○震災復興・企画部

地方機関

東京事務所

○環境生活部

地方機関

保健環境センター
動物愛護センター
11月2日
12月18日

○保健福祉部

地方機関

仙南保健福祉事務所 11月1日

仙台保健福祉事務所 10月12日

北部保健福祉事務所 10月13日

北部保健福祉事務所栗原地域事務所 10月17日

東部保健福祉事務所 10月31日

東部保健福祉事務所登米地域事務所 11月15日

高等看護学校 11月24日

子ども総合センター 11月13日

中央児童相談所 12月18日

さくらび学園 12月22日

○経済商工観光部

地方機関

大河原地方振興事務所 12月19日

北部地方振興事務所 11月28日

北部地方振興事務所栗原地域事務所 11月17日

東部地方振興事務所登米地域事務所 11月15日

産業技術総合センター 10月5日

大崎高等技術専門学校 9月29日

石巻高等技術専門学校 10月3日

気仙沼高等技術専門学校 10月18日

○農林水産部

地方機関

農業大学校 10月11日

農業・園芸総合研究所 10月26日

古川農業試験場 10月13日

病害虫防除所 11月28日

畜産試験場 10月24日

王城寺原補償工事事務所	10月2日	登米高等学校	11月8日
林業技術総合センター	10月25日	志津川高等学校	10月19日
水産技術総合センター	10月31日	泉高等学校	11月7日
○土木部		中新田高等学校	9月5日
地方機関		名取北高等学校	10月26日
北郡土木事務所	11月7日	松山高等学校	11月7日
北郡土木事務所栗原地域事務所	11月21日	仙台西高等学校	11月6日
東郡土木事務所登米地域事務所	11月8日	利府高等学校	11月9日
仙台塩釜港湾事務所	10月5日	気仙沼西高等学校	11月13日
石巻港湾事務所	11月22日	柴田高等学校	11月13日
中郡下水道事務所	11月17日	貞山高等学校	10月30日
東郡下水道事務所	10月20日	田尻さくら高等学校	11月27日
大崎地方ダム総合事務所	10月6日	石巻北高等学校	12月26日
栗原地方ダム総合事務所	10月17日	加美農業高等学校	9月5日
○教育庁		南郷高等学校	12月26日
地方機関		気仙沼向洋高等学校	12月1日
仙台教育事務所	12月18日	白石工業高等学校	12月4日
北部教育事務所栗原地域事務所	12月14日	大河原商業高等学校	11月22日
東部教育事務所登米地域事務所	12月14日	石巻商業高等学校	12月8日
南三陸教育事務所	11月13日	鹿島台商業高等学校	11月22日
総合教育センター	11月13日	視覚支援学校	11月20日
松島自然の家	12月19日	光明支援学校	12月20日
志津川自然の家	11月1日	拓桃支援学校	11月22日
角田高等学校	12月21日	古川支援学校	12月25日
気仙沼高等学校	12月13日	名取支援学校	10月11日
仙台二華高等学校	12月20日	利府支援学校	11月9日
仙台二華中学校	12月20日	迫支援学校	9月29日
古川黎明高等学校	10月6日	支援学校女川高等学園	12月18日
古川黎明中学校	10月6日	○警察本部	
岩ヶ崎高等学校	11月21日	地方機関	
佐沼高等学校	11月15日	仙台東警察署	11月2日

報 告 書 公 報 城 報

<p>泉警察署 12月20日</p> <p>塩釜警察署 12月20日</p> <p>石巻警察署 12月22日</p> <p>佐沼警察署 11月15日</p> <p>登米警察署 12月1日</p> <p>河北警察署 12月25日</p> <p>古川警察署 12月22日</p> <p>若柳警察署 12月18日</p> <p>築館警察署 11月17日</p> <p>鳴子警察署 12月8日</p> <p>加美警察署 12月22日</p> <p>大河原警察署 12月26日</p> <p>亘理警察署 12月26日</p> <p>2 監査結果 平成28年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。 その結果、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の懸念な事項については関係機関に注意をしました。 なお、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。</p>	<p>(2) 仙台南県税事務所 県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。 (内容) ・平成28年度収入未済額 現年度分 109,937,942円 過年度分 234,400,200円 合 計 344,338,142円 ・平成27年度収入未済額 現年度分 120,565,932円 過年度分 261,987,117円 合 計 382,553,049円</p> <p>(3) 塩釜県税事務所 県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。 (内容) ・平成28年度収入未済額 現年度分 103,792,378円 過年度分 156,863,296円 合 計 260,655,674円</p> <p>・平成27年度収入未済額 現年度分 97,459,706円 過年度分 197,473,187円 合 計 294,932,893円</p>
<p>(1) 大河原県税事務所 県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。 (内容) ・平成28年度収入未済額 現年度分 91,817,669円 過年度分 256,604,362円 合 計 348,422,031円 ・平成27年度収入未済額 現年度分 100,765,912円 過年度分 269,926,125円 合 計 370,692,037円</p>	<p>(4) 北部県税事務所 県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。 (内容) ・平成28年度収入未済額 現年度分 95,454,651円 過年度分 279,893,039円</p>

<p>合 計 375,347,690円</p> <p>・平成27年度収入未済額</p> <p>現年度分 100,335,573円</p> <p>過年度分 358,612,303円</p> <p>合 計 458,947,876円</p> <p>(5) 北部県税事務所栗原地域事務所</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・平成28年度収入未済額</p> <p>現年度分 25,879,901円</p> <p>過年度分 49,638,876円</p> <p>合 計 75,518,777円</p> <p>・平成27年度収入未済額</p> <p>現年度分 23,007,630円</p> <p>過年度分 59,529,522円</p> <p>合 計 82,537,152円</p> <p>(6) 東部県税事務所</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・平成28年度収入未済額</p> <p>現年度分 110,993,100円</p> <p>過年度分 235,573,641円</p> <p>合 計 346,566,741円</p> <p>・平成27年度収入未済額</p> <p>現年度分 122,702,346円</p> <p>過年度分 330,830,837円</p> <p>合 計 453,533,183円</p> <p>(7) 東部県税事務所登米地域事務所</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切</p>	<p>な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・平成28年度収入未済額</p> <p>現年度分 46,084,591円</p> <p>過年度分 94,905,128円</p> <p>合 計 140,989,719円</p> <p>・平成27年度収入未済額</p> <p>現年度分 35,796,008円</p> <p>過年度分 120,237,464円</p> <p>合 計 156,033,472円</p> <p>(8) 仙台保健福祉事務所</p> <p>生活保護扶助費返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金、過誤払返納金及び過年度過払金等返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。</p> <p>(内容)</p> <p>○生活保護扶助費返還金</p> <p>・平成28年度収入未済額</p> <p>現年度分 9,573,144円</p> <p>過年度分 51,876,701円</p> <p>合 計 61,449,845円</p> <p>・平成27年度収入未済額</p> <p>現年度分 21,845,252円</p> <p>過年度分 40,865,497円</p> <p>合 計 62,710,749円</p> <p>○母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金</p> <p>・平成28年度収入未済額</p> <p>現年度分 5,219,916円</p> <p>過年度分 42,044,237円</p> <p>合 計 47,264,153円</p> <p>・平成27年度収入未済額</p> <p>現年度分 5,583,387円</p> <p>過年度分 42,478,272円</p>
--	--

合 計 48,061,659円

○過誤払返納金 (生活保護扶助費返還金等)

・平成28年度収入未済額

現年度分 569,812円

過年度分 1,443,469円

合 計 2,013,281円

・平成27年度収入未済額

現年度分 599,161円

過年度分 1,034,936円

合 計 1,634,097円

○過年度過払金等返還金 (母子父子寡婦福祉資金貸付金)

・平成28年度収入未済額

現年度分 0円

過年度分 389,988円

合 計 389,988円

・平成27年度収入未済額

現年度分 88,968円

過年度分 316,020円

合 計 404,988円

(9) 総合教育センター

報酬、報償費、旅費及び需用費において、支給額の誤り及び支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じらるたい。

(内容)

○報酬について、支給額の誤りがあったもの。

・件数 3件

・金額 45,600円

○報償費及び旅費について、60日以上を支払遅延があったもの。

・件数 2件

・金額 36,080円

○電気料金について、支払遅延による延滞利息が発生したものの。

・件数 1件

・延滞利息 2,369円

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第4号

宮城県起業の二級河川相川沢川水系相川沢川改修工事 (左岸：宮城県石巻市北上町十三浜字相川地先河川敷地から同市北上町十三浜字相川地内まで) 及びこれに伴う市道付替工事に係る土地収用事件 (相川沢川十三浜2号事件) について、土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。

平成30年2月27日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 1 日 時 平成30年4月23日 (月) 午後2時から
- 2 場 所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎9階 第一会議室
- 3 審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等